

「損害保険研究」投稿基準

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

I. 「損害保険研究」の発行月、投稿締切等

下記スケジュールを確認の上、執筆をご計画ください。

1. 発行回数・発行月

5 月、8 月、11 月および 2 月（翌年）の 4 回、いずれも 25 日発行（当日が土日祝日の場合は次の平日）。

2. 原稿提出締切日

発行日の 4 ヶ月前（1、4、7 および 10 各月の下旬）。

なお、査読の申請は随時受け付けますが、申込から査読を経て論文掲載に至るまでには、相応の時間がかかることに御留意ください（詳細については編集室にお問合わせください）。

3. 原稿の審査

本誌編集委員会で、掲載の可否、論文の種類等の審査を行います。

査読申請論文の場合は、編集室・編集委員会にて検討の上、査読委員 2 名による査読を行います。

II. 掲載論文の種類

1. 査読論文

- (1) 論文は、損害保険とその関連分野に関する研究・調査を内容とするもので、未投稿・未発表のものとします。
- (2) 査読審査を希望する場合は、別途「査読申請書」と共に原稿を提出してください。
- (3) 査読希望論文が、次の基準をすべて満たす場合は「査読済み論文」の表記とともに『損害保険研究』に掲載します。
 - ① 損害保険分野の研究として、独自性・独創性・新規性（オリジナリティ）のある見解を示すものであって、損害保険研究成果の蓄積に貢献するものであること。
 - ② 当該研究に関する主要な先行研究を正しく踏まえた研究であること。
 - ③ 既存見解と独自見解とが区別して論述されていること。
 - ④ 事実や論理に誤りがないこと。また、評価や論理が明瞭で分かりやすく、かつ、一貫していること。
 - ⑤ 事実や既存見解について、その出典や引用文献が正しく明示されていること。
 - ⑥ 未公表の内容であること。

(4) 原稿の審査

受領した査読申請論文は、まず編集室において予備審査を行います。予備審査を通過した申請論文は編集委員会で検討し、査読に付すと判断された場合には、査読委員 2 名による査読を行います。

2. 一般論文・研究ノート等

- (1) 論文は、損害保険とその関連分野に関する研究・調査を内容とするもので、未投稿・未発表のものとします。
- (2) 投稿者は、当研究所が定める「投稿確認書」に必要事項を記入の上、原稿とともに提出してください。
- (3) 提出された原稿は、まず編集室において予備審査を行います。次に、編集委員会でその内容を審査し、掲載の可否と掲載する場合の区分（①～③）を決定します。

① 研究論文

損害保険およびその関連分野に関する学術的または実務的な研究の成果を表す論稿で、新規性、独自性等の要素が評価されたものをいいます。

（注）投稿確認書に新規性、独自性等の根拠を記載していただきます。

② 研究ノート

研究論文の準備段階と位置付けられるものおよび主として実務的な調査等の成果を表す論稿で、本誌へ掲載することが適当であると評価されたものをいいます。

③ 判例評釈

特定の判例を研究、評価する論稿で、「損害保険判例研究会」における判例報告以外のものをいいます。

Ⅲ. 執筆要領

1. 原稿枚数とファイル形式

- ① A4用紙（ワード）にMS明朝10.5ポイント打ち、40字×36行で図表を含めて17枚までとします。
- ② 余白は上下左右30mmで設定してください。
- ③ 注書は頁脚注（巻末脚注不可）とし、活字の大きさは9ポイントとします。
- ④ 図表については、印刷工程上エクセルファイルでもご提供ください。

2. アブストラクトとキーワード

論稿本文の冒頭に、アブストラクト（400字以内）とキーワード（3語以内）を記載していただきます（「査読論文」、「研究論文」、「研究ノート」以外は不要）。

3. 項建て

- ① 「査読論文」、「研究論文」および「研究ノート」は基本的に投稿者の任意設定で可とします。
- ② 「判例評釈」については次のとおりとします。
 1. 事実の概要
 2. 判旨
 3. 検討

（注）中項目以下の項番号は(1)、①とします。

4. 文献等の表記方法

日本保険学会の「保険学雑誌 出典表示方法および参考文献作成原則」に準じます。<http://www.js-is.org/wp-content/uploads/2011/06/reference.pdf>

5. 謝辞の記載

謝辞の記載は認めないものとします。ただし、研究助成を受けている論文については、その旨を記載することができます。

6. 原稿の送付方法

本文と図表の原稿および「査読申請書」または「投稿確認書」を e-mail に添付して下記(8)へ送信してください。

(注)原稿の郵送は受け付けておりませんのでご注意ください。

7. 校正

執筆者の校正は、原則として再校までとします。

8. 原稿提出および照会先

公益財団法人 損害保険事業総合研究所

「損害保険研究」編集室 担当 三木 博生

電話： 03-3255-5513 E-mail： miki@sonposoken.or.jp

IV. その他

1. 著作権について

執筆者に帰属します。

ただし、「損害保険研究」に掲載された論文を他紙・誌または Web サイト等に転載する場合は、事前に当研究所にご照会ください。また、「損害保険研究」に掲載された論文については当研究所がアーカイブ化などの複製とホームページへの掲載をおこなう場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2. 抜刷り

30 部までは無料にて提供します。（追加分は 1 部 200 円で作成します。）

3. 原稿料の支払い

掲載された原稿については、当研究所の規程により原稿料をお支払いします。

（「査読論文」の場合は、原稿料はお支払いしません。）

以上